

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鞍手町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

福岡県鞍手町長

## 公表日

令和3年9月9日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び鞍手町国民健康保険条例等に基づき、国民健康保険の資格管理、給付等を行う。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う事務は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の資格に係る事務</li> <li>・国民健康保険被保険者証等に係る事務</li> <li>・国民健康保険の給付に係る事務</li> <li>・国民健康保険の各種届出に係る事務</li> <li>・一部負担金減免等に係る事務</li> <li>・保健事業に係る事務</li> <li>・その他国民健康保険に係る事務</li> </ul> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p> <p>オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における資格履歴管理事務を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における機関別符号取得等事務を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li> </ul>
③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等

## 2. 特定個人情報ファイル名

被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、統合宛名ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険法に関する事務&gt;          番号法 第9条第1項、別表第一 項番30          番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;          番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一 項番30          番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条          国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;          1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定</p> <p>[ 実施する ]</p>
--------	--

②法令上の根拠	<国民健康保険法に関する事務> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、 81、87、88、93、97、106、109、120) (別表第二における情報照会の根拠) (項番42、43、44)  <オンライン資格確認の準備業務> 番号法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別 符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	保険健康課
②所属長の役職名	課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	総務課 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705番地 電話番号 0949-42-2111(内線100)
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	保険健康課 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705番地 電話番号 0949-42-2111(内線201)

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月13日	I-1 ②事務の概要	国民健康保険法及び鞍手町国民健康保険条例等に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う。主な事務として、被保険者の資格の取得・喪失・変更等の管理、被保険者証・限度額適用認定証等の交付、高額療養費の支給、診療報酬明細書点検等を行っている。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、国民健康保険に関する事務において番号法別表第二に基づいて、各種情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報連携を行う。	国民健康保険法及び鞍手町国民健康保険条例等に基づき、国民健康保険の資格管理、給付等を行う。 国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う事務は次のとおりである。 ・国民健康保険の資格に係る事務 ・国民健康保険被保険者証等に係る事務 ・国民健康保険の給付に係る事務 ・国民健康保険の各種届出に係る事務 ・一部負担金減免等に係る事務 ・保健事業に係る事務 ・その他国民健康保険に係る事務	事後	
平成29年2月13日	I-1 ③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム	事前	国民健康保険制度改革に伴う見直し
平成29年2月13日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項、別表第一項番10	番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項、別表第一項番10 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	
平成29年2月13日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(項番1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、109) (別表第二における情報照会の根拠)(項番42、43)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120) (別表第二における情報照会の根拠)(項番42、43、44)	事後	
平成29年2月13日	II しきい値判断項目 いつの時点の計数か	平成27年5月1日	平成29年2月1日	事後	
平成30年6月29日	表紙 公表日	平成29年2月13日	平成30年6月29日	事前	
平成30年6月29日	様式変更に伴う変更	I 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	I 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年2月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年6月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年2月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成31年4月1日	表紙 公表日	平成30年6月29日	平成31年4月11日	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		Ⅳ リスク対策	事後	様式変更に伴いリスク対策を追加
令和2年4月10日	I - 1 ②事務の概要	<p>国民健康保険法及び鞍手町国民健康保険条例等に基づき、国民健康保険の資格管理、給付等を行う。</p> <p>国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う事務は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の資格に係る事務</li> <li>・国民健康保険被保険者証等に係る事務</li> <li>・国民健康保険の給付に係る事務</li> <li>・国民健康保険の各種届出に係る事務</li> <li>・一部負担金減免等に係る事務</li> <li>・保健事業に係る事務</li> <li>・その他国民健康保険に係る事務</li> </ul>	<p>(略)</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>(次頁へ続く)</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月10日	I-1 ②事務の概要		<p>(前頁からの続き)</p> <p>オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>	事前	
令和2年4月10日	I-1 ③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月10日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一項番30 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	<p>&lt;国民健康保険法に関する事務&gt; 番号法 第9条第1項、別表第一 項番30 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; 番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一 項番30 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	
令和2年4月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120) (別表第二における情報照会の根拠)(項番42、43、44)	<p>&lt;国民健康保険法に関する事務&gt; 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120) (別表第二における情報照会の根拠)(項番42、43、44)</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	
令和2年4月10日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月10日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月25日	表紙 公表日	令和2年4月10日	令和2年6月10日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月9日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>&lt;国民健康保険法に関する事務&gt; 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120) (別表第二における情報照会の根拠) (項番42、43、44)</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>&lt;国民健康保険法に関する事務&gt; 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、81、87、88、93、97、106、109、120) (別表第二における情報照会の根拠) (項番42、43、44)</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt; 番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	番号利用法改正に伴う修正
令和3年9月9日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月9日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	